



CROSS PLUS

第73回

# 定時株主総会 招集ご通知

2025年2月1日～2026年1月31日

## 目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
事業報告	14
連結計算書類	29
計算書類	31
監査報告	33

**開催日時** 2026年4月24日（金曜日）午前10時  
受付開始：午前9時30分

**開催場所** 名古屋市西区花の木二丁目18番23号  
名古屋市西文化小劇場 ホール（地下3階）

**議案** 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件  
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

### 株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限：2026年4月23日（木曜日）  
午後6時まで

クロスプラス株式会社

証券コード：3320

(証券コード:3320)

2026年4月8日

株 主 各 位

名古屋市西区花の木三丁目9番13号

**クロスプラス株式会社**

代表取締役社長 山 本 大 寛

## 第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年4月23日（木曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

### ●株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/3320/teiji/>



### ●当社ウェブサイト

<https://www.crossplus.co.jp/>

メニューより「IR情報」、「株主総会招集通知」を選択していただき、ご確認ください。



敬 具

記

1 日 時	2026年4月24日（金曜日）午前10時 受付開始：午前9時30分
2 場 所	名古屋市西区花の木二丁目18番23号 名古屋市西文化小劇場 ホール（地下3階） （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	<b>報告事項</b> 1 第73期（2025年2月1日から2026年1月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2 第73期（2025年2月1日から2026年1月31日まで）計算書類の内容報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

(お知らせ)

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ・ 会社の新株予約権等に関する事項
- ・ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ・ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
- ・ 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結計算書類の連結注記表
- ・ 計算書類の株主資本等変動計算書
- ・ 計算書類の個別注記表

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

◎決議のご通知につきましては、送付せず株主総会終了後に、上記インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。

◎当日ご出席される株主様には、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 【議決権行使についてのご案内】

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

### 株主総会にご出席される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2026年4月24日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

### インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

**行使期限** 2026年4月23日（木曜日）午後6時入力完了分まで

### 書面（郵送）で議決権を行使される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2026年4月23日（木曜日）午後6時到着分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

- ◎ インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ◎ インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ◎ 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	再任 やまもと ひろのり 山 本 大 寛	代表取締役社長	14回／14回 (100%)
2	再任 にし お ひろみ 西 尾 祐 己	専務取締役 カットソー事業部、ニット事業部 ブランド事業部、EC事業部担当	14回／14回 (100%)
3	再任 おお ぐち ひろかず 大 口 浩 和	専務取締役 布帛事業部、スペシャリティ事業部、 ライフスタイル事業部、製品管理部担当	14回／14回 (100%)
4	再任 しら き のり ひろ 白 木 規 博	常務取締役 経営企画部、経理部、人事部、総務部、 情報システム部、物流部担当	14回／14回 (100%)
5	再任 たけ うち とし あき 竹 内 俊 昭	社外取締役 独立役員、独立委員会委員	14回／14回 (100%)
6	新任 さ の きよ あき 佐 野 清 明	社外取締役（監査等委員） 独立役員、独立委員会委員	14回／14回 (100%)

(注) ・独立役員…証券取引所へ届け出の独立役員 ・独立委員会委員…買収防衛策の独立委員会の委員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	<p>やま もと ひろ のり 山 本 大 寛 (1977年6月24日)</p> <p>【再任】</p>	<p>2008年1月 当社入社</p> <p>2011年2月 当社執行役員経営企画室兼情報システム室兼 EC事業開発課担当</p> <p>2014年4月 当社代表取締役社長</p> <p>2015年2月 当社代表取締役社長兼営業本部長</p> <p>2019年2月 当社代表取締役社長（現任）</p>	<p>104,600株 (25,700株)</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>山本大寛氏は、2014年の代表取締役社長就任以来、当社の企業価値向上に資する様々な経営課題に対し着実に取組み、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、リーダーシップを発揮していることから、引き続き、取締役候補者となりました。</p>			
2	<p>にし お ひろ み 西 尾 祐 己 (1965年1月29日)</p> <p>【再任】</p>	<p>1988年4月 当社入社</p> <p>2011年2月 当社執行役員営業担当</p> <p>2017年2月 当社常務執行役員営業担当</p> <p>2019年4月 当社常務取締役営業担当</p> <p>2024年4月 当社専務取締役営業担当</p> <p>2025年2月 当社専務取締役カットソー事業部、 ニット事業部、ブランド事業部、 EC事業部担当（現任）</p>	<p>22,400株 (5,800株)</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>西尾祐己氏は、当社に入社以来、アパレル卸売事業、アパレル小売事業について豊富な業務経験と実績を有しております。また、重点経営施策である小売のECの強化及び量販ショップの拡大を積極的に推進する等、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた事業拡大を牽引していることから、引き続き、取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	<p>おおぐちひろかず 大口浩和 (1965年4月28日)</p> <p>【再任】</p>	<p>1988年4月 当社入社</p> <p>2012年2月 当社執行役員営業担当</p> <p>2017年2月 当社常務執行役員営業担当</p> <p>2019年4月 当社常務取締役営業担当</p> <p>2024年4月 当社専務取締役営業担当</p> <p>2025年2月 当社専務取締役布帛事業部、スペシャリティ事業部、ライフスタイル事業部、製品管理部担当 (現任)</p>	<p>14,500株 (5,800株)</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>大口浩和氏は、当社に入社以来、アパレル卸売事業とグループ経営について豊富な業務経験と実績を有しております。また、重点経営施策であるアパレル卸売の専門店販路の拡大、メンズ事業の拡大、ライフスタイル卸売の強化を積極的に推進する等、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた事業拡大を牽引していることから、引き続き、取締役候補者といたしました。</p>			
4	<p>しらき のり ひろ 白木規博 (1964年8月22日)</p> <p>【再任】</p>	<p>1989年4月 ㈱東海銀行(現、㈱三菱UFJ銀行) 入行</p> <p>2014年5月 同行一宮支社長</p> <p>2018年8月 当社入社 執行役員経理部担当</p> <p>2022年4月 当社取締役管理担当</p> <p>2023年4月 当社常務取締役管理担当</p> <p>2025年2月 当社常務取締役経営企画部、経理部、人事部、総務部、情報システム部、物流部担当(現任)</p>	<p>14,500株 (3,900株)</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>白木規博氏は、金融機関における長年の経験から財務に関する豊富な経験と実績を有しております。2018年に当社に入社してからは管理部門を担当し、財務・会計に加え、人事、システム等の各分野に対する高い知見を有しております。また、重点経営施策であるDX(デジタルトランスフォーメーション)を積極的に推進する等、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、全社的な視点から業務を適切に行えることから、引き続き、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
5	たけうちとしあき 竹内俊昭 (1959年3月22日)  【再任】 【社外】 【独立】 【独立委員】	1981年4月 花王(株)入社 2012年5月 花王カスタマーマーケティング(株) 代表取締役専務執行役員 2012年6月 花王(株)執行役員 2014年3月 同社代表取締役常務執行役員 2016年1月 同社代表取締役専務執行役員、 花王グループカスタマーマーケティング(株) 代表取締役社長執行役員 2024年4月 当社社外取締役(現任) 2024年8月 (株)クスリのアオキホールディングス社外取締役 (現任)	500株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>竹内俊昭氏は、経営者としての豊富な知見や経験に加え、営業、マーケティングに精通しております。社外取締役として、独立した立場で、取締役会の審議における重要な事項について、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、経営の監督を適切に行っていただけるものと判断し、引き続き、社外取締役候補者といたしました。</p>			
6	さのきよあき 佐野清明 (1954年4月5日)  【新任】 【社外】 【独立】 【独立委員】	1979年4月 東京海上火災保険(株)(現、東京海上日動火災保 険(株))入社 2010年6月 同社執行役員 2011年6月 同社常務取締役 2015年4月 同社専務執行役員 2016年6月 公益財団法人損害保険事業総合研究所理事長 2020年7月 サウディ石油化学(株)常勤監査役(現任) 2022年6月 トーア再保険(株)社外取締役 2023年4月 当社社外取締役 2024年4月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	1,300株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>佐野清明氏は、保険業界における長年の経験から、営業、リスク管理に関する豊富な知見を有しております。社外取締役として、独立した立場で、取締役会の審議における重要な事項について、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、経営の監督を適切に行っていただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。</p>			

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 竹内俊昭氏及び佐野清明氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者について

(1) 当社社外取締役に就任してからの年数について

竹内俊昭氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

佐野清明氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役竹内俊昭氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

また、監査等委員である社外取締役佐野清明氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の社外取締役への選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

なお、責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役としての任務を怠ったことによって生じた損害賠償責任については、金350万円又は会社法第425条第1項が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任を負担する。

4. 当社は、社外取締役竹内俊昭氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めにに基づく独立役員として両取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

また、監査等委員である社外取締役佐野清明氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めにに基づく独立役員として両取引所に届け出ており、同氏の社外取締役への選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

5. 当社は、社外取締役竹内俊昭氏を買収防衛策の独立委員会規則の定めにに基づく独立委員会委員として選任しており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立委員会の委員とする予定であります。

また、監査等委員である社外取締役佐野清明氏を買収防衛策の独立委員会規則の定めにに基づく独立委員会委員として選任しており、同氏の社外取締役への選任が承認された場合には、引き続き独立委員会の委員とする予定であります。

6. 当社は、役員等に対する善管注意義務違反等に基づく請求がなされた場合のリスクに備え、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

また、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

7. 各取締役候補者の所有株式数には、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数を含めて表示しており、その株式数を（ ）内に記載しております。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は本株主総会終結の時をもって任期満了となります。  
つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。  
監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位及び担当	取締役会への 出席状況
1	■再任 にし がき まさ たか 西 垣 正 孝	取締役（常勤監査等委員）	14回／14回 (100%)
2	■再任 き とう じゅん こ 鬼 頭 潤 子	社外取締役（監査等委員） 独立役員	14回／14回 (100%)
3	■新任 つね なり ひで ひろ 恒 成 秀 洋	—	—

(注) ・独立役員…証券取引所へ届け出の独立役員

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 数
1	にし がき まさ たか 西 垣 正 孝 (1959年12月6日)  【再任】	1982年4月 当社入社 2007年2月 当社執行役員営業担当 2017年4月 当社取締役管理担当 2019年4月 当社常務取締役管理担当 2023年4月 当社常勤監査役 2024年4月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）	38,600株
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</p> <p>西垣正孝氏は、当社に入社してから、営業部門及び管理部門において豊富な業務経験と見識を有しております。また、2016年からは人事部や経営企画室等を担当し、人事戦略及び中期経営計画を策定、子会社の再編等を推進し、経営管理基盤の強化に努めており、この経験や実績を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性の確保に貢献していることから、引き続き、監査等委員である取締役候補者としていたしました。</p>			
2	き とう じゅん こ 鬼 頭 潤 子 (1964年10月26日)  【再任】 【社外】 【独立】	1990年10月 監査法人伊東会計事務所入所 2001年1月 中央青山監査法人入所 2007年8月 有限責任あずさ監査法人入所 2022年10月 鬼頭潤子公認会計士事務所開業（現任） 2023年6月 岐阜信用金庫監事（現任） 2023年9月 (株)アルペン社外取締役（監査等委員）（現任） 2024年4月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2024年6月 スズキ(株)社外監査役（現任）	500株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>鬼頭潤子氏は、公認会計士としての専門的な知識、実務経験及び株式会社の監査に関する高い見識を有しております。この経験や実績を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性の確保に貢献していただけるものと判断し、引き続き、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	つね なり ひで ひろ 恒 成 秀 洋 (1963年8月8日)  【新任】 【社外】 【独立】 【独立委員】	1989年4月 ㈱中部経済新聞社入社 2012年6月 同社取締役事業局長 2018年6月 同社代表取締役社長 2022年12月 名南M&A㈱社外取締役(現任) 2025年6月 ㈱中部経済新聞社相談役(現任)	—
<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>恒成秀洋氏は、経営者としての豊富な知見や経験に加え、幅広いメディア活動を通じて多角的な視点と見識を有しております。この経験や実績を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性の確保に貢献していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>			

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 鬼頭潤子氏及び恒成秀洋氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。

3. 監査等委員である社外取締役候補者について

(1) 当社社外取締役に就任してからの年数について

鬼頭潤子氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

(2) 監査等委員である社外取締役との責任限定契約について

当社は、監査等委員である社外取締役鬼頭潤子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

また、監査等委員である社外取締役候補者恒成秀洋氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

なお、責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

監査等委員である社外取締役としての任務を怠ったことによって生じた損害賠償責任については、金350万円又は会社法第425条第1項が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任を負担する。

4. 当社は、監査等委員である社外取締役鬼頭潤子氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

また、監査等委員である社外取締役候補者恒成秀洋氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。

5. 監査等委員である社外取締役候補者恒成秀洋氏は買収防衛策の独立委員会規則の定めに基づく独立委員会委員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立委員会の委員とする予定であります。
6. 当社は、役員等に対する善管注意義務違反等に基づく請求がなされた場合のリスクに備え、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

<ご参考>

第1号議案及び第2号議案をご承認いただいた場合の役員体制

**【当社取締役を求める専門性及び経験】**

当社は、取締役が有している専門性や経験に基づき取締役に対して特に期待する分野を整理することで、役員体制の多様性を確保するとともに、経営理念や中期経営計画を実現するため、様々な経営環境の変化に柔軟に対応できる経営体制をとっております。

	氏名	地位	企業経営	営業・マーケティング	技術・生産管理	IT・DX	財務・会計	法務・リスク管理
取締役	山本大寛	代表取締役社長	○			○		○
	西尾祐己	専務取締役		○	○	○		
	大口浩和	専務取締役	○	○	○			
	白木規博	常務取締役				○	○	○
	竹内俊昭	社外取締役	○	○				○
	佐野清明	社外取締役	○	○				○
監査等委員である取締役	西垣正孝	取締役	○				○	○
	鬼頭潤子	社外取締役					○	○
	恒成秀洋	社外取締役	○	○				○

(注) 上記は、各人の有するすべての専門性や経験等を表しているものではありません。

以上

# 事業報告

(2025年2月1日から  
2026年1月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2025年2月1日～2026年1月31日）におけるわが国経済は、企業による賃上げを背景に雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続きました。一方で、米国の金融政策の動向や不安定な国際情勢による世界経済への影響が懸念され、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当アパレル業界では、記録的な残暑や暖冬の影響により秋冬物商品の販売が伸び悩みました。加えて、原材料価格の高騰などを背景とした物価上昇により、消費者の生活防衛意識が一段と高まり、厳しい経営環境となりました。

このような環境の中、当社グループは、今年度より策定した中期経営計画に基づき、アパレルとライフスタイルの両輪で収益力向上に取り組んでまいりました。アパレル卸売では、収益性向上を目的として専門店販路の拡大を進めるとともに、機能性ファッションブランド「クロスファンクション」の強化やメンズ事業の拡大に注力しました。小売では、自社ブランドを展開する量販ショップにおいて好調な雑貨の品ぞろえを拡充し、ECにおいてはSNSや動画を活用したマーケティングを強化することで売上の拡大を図りました。ライフスタイル卸売では、シーズン雑貨に加え、ビューティー、ヘルスケア、ファッション雑貨などのライフスタイル領域を拡充し、アパレルだからこそできるライフスタイルの創造に取り組んでまいりました。

売上高は、アパレル卸売における大手GMS向けや無店舗向けの販売が堅調に推移した一方、郊外型専門店向けが引き続き苦戦したことから、前年を下回る結果となりました。ライフスタイル卸売においては、バラエティショップ向け雑貨の新ブランド「Yoki」が順調に拡大したものの、帽子等のファッション雑貨の苦戦をカバーしきれず、前年割れとなりました。一方、小売はアパレル店舗が苦戦したものの、雑貨ショップの好調が継続しました。また、「for/c」のボトムや機能性ブランド「クロスファンクション」のEC販売が大きく伸び、増収を確保しました。

利益面では、アパレル卸売での原価低減やEC売上拡大による利益率の改善が進んだことに加え、グループ会社の業績回復も寄与し、売上総利益は165億16百万円（前年同期比1.2%増）と増加しました。経費面では、人件費や物流費の増加があったものの、広告宣伝費や販促費などの変動費と固定費削減が奏功し、販売費及び一般管理費は151億21百万円（前年同期比1.0%減）と、収益性改善施策が成果を生み、堅実な利益成長に繋がりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は598億52百万円（前年同期比3.5%減）、営業利益は13億95百万円（前年同期比35.5%増）、経常利益は16億36百万円（前年同期比28.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は17億59百万円（前年同期比36.4%増）となりました。

た。

なお、当社グループは、衣料品事業の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいと考えられることから、セグメント情報の記載を省略しております。

事業部門別の売上高は、以下のとおりです。

区	分	金額（百万円）	前年同期比（％）
ア	パレル卸売	44,202	△4.9
	ライフスタイル卸売	2,577	△8.5
	卸売	46,780	△5.1
小	売	12,656	+3.4
そ	の他	416	△9.2
合	計	59,852	△3.5

販売チャネル別の売上高は、以下のとおりです。

区	分	金額（百万円）	前年同期比（％）
専	門店	27,536	△8.7
量	販店	20,956	△0.2
無	店舗	5,306	+4.0
E	C	3,244	+16.1
百	貨店他	2,082	△7.1
そ	の他	727	+0.4
合	計	59,852	△3.5

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、356百万円（有形固定資産取得価額ベース）であります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金、金融機関からの借入金により調達いたしました。その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、2026年1月期を初年度とした3か年の中期経営計画を策定し、「ファッションの力で、ライフスタイルの新たな可能性を開く。」をビジョンとし、持続的成長に向けた取り組みを強化してまいります。

アパレル卸売では、収益性向上をさらに推進するため、専門店向け販売の拡大に加え、地球温暖化による夏シーズンの長期化に対応した機能性ファッション「クロスファンクショナル」が順調に伸長しており、今後も重点拡大を図ります。また、メンズ商品が店頭で好調な兆しを見せており、今後の成長を牽引する柱として育成してまいります。

小売では、好調な雑貨ショップのさらなる展開に加え、アパレル店舗への雑貨比率を増やすことで、売場の魅力向上と収益改善を進めます。ECでは、SNSやライブコマースを活用した販促施策を強化し、引き続き、EC売上の拡大を目指します。

ライフスタイル卸売では、好調なシーズン雑貨ブランド「Yoki」に加え、ビューティー分野においてはネイルの新ブランドを立ち上げます。また、ヘルスケア分野では、リカバリーウェアなどの新商品開発を進め、ファッション領域の強みを活かしながら、新しいライフスタイル価値の新たな創造に取り組んでまいります。

企業価値向上の取り組みとしては、ROE改善の継続とともに、中期経営計画に基づくキャッシュの最適配分を進め、特に今期は前期に十分に実行できなかったM&Aを含む成長投資を積極的に推進するとともに、株主還元の充実にも取り組んでまいります。

今後も、消費環境の変化に柔軟に対応し、持続的な企業価値向上を目指してまいります。株主の皆様におかれましても、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 直前三事業年度の財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第70期 (2023年1月期)	第71期 (2024年1月期)	第72期 (2025年1月期)	第73期 (当連結会計年度) (2026年1月期)
売 上 高(百万円)	57,056	60,190	62,004	59,852
経 常 利 益(百万円)	413	1,974	1,275	1,636
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	455	2,064	1,289	1,759
1株当たり当期純利益	62円12銭	280円54銭	174円53銭	237円12銭
総 資 産(百万円)	26,097	28,370	27,658	29,678
純 資 産(百万円)	12,464	15,524	16,942	19,474
1株当たり純資産額	1,693円82銭	2,100円72銭	2,285円08銭	2,615円20銭

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第70期 (2023年1月期)	第71期 (2024年1月期)	第72期 (2025年1月期)	第73期 (当事業年度) (2026年1月期)
売 上 高(百万円)	54,102	57,351	59,221	57,306
経 常 利 益(百万円)	313	2,220	1,308	1,629
当 期 純 利 益(百万円)	375	2,021	1,322	1,771
1株当たり当期純利益	51円15銭	274円81銭	178円94銭	238円74銭
総 資 産(百万円)	26,080	28,011	27,007	28,956
純 資 産(百万円)	12,525	15,475	16,901	19,272
1株当たり純資産額	1,702円14銭	2,094円00銭	2,279円54銭	2,588円07銭

## (6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
株式会社 サードオフィス	10 <small>百万円</small>	100.0 %	衣料品の製造卸売
株式会社 アイエスリンク	10	100.0	化粧品の製造卸売
株式会社 スタイルプラス	10	100.0	衣料品の企画、製造、コンサルティング
客楽思普勒斯(上海)服飾整理有限公司	50	100.0	衣料品の検品、物流加工
株式会社 ディスカバリープラス	10	100.0	児童発達支援事業

## (7) 主要な事業内容 (2026年1月31日現在)

当社グループは、クロスプラス株式会社（当社）及び連結子会社5社で構成されており、衣料品及びライフスタイル商品の企画・製造・販売を主な事業としているほか、店舗・ECでの小売販売を行っております。

クロスプラス株式会社は、婦人衣料の製造卸売を主力に、専門店、量販店、無店舗等へ販売を行っております。その他にライフスタイル商品の製造卸売を拡大しており、専門店、量販店に加えて、ドラッグストア、ホームセンター、コンビニ等への販売を行っております。また、小売については、直営店舗での衣料・雑貨販売とECサイトでの衣料・雑貨・ライフスタイル商品の販売を行っております。

株式会社サードオフィスは専門店へのメンズ衣料品を主力とした製造卸売販売を行っております。株式会社アイエスリンクはバラエティショップやドラッグストア等への化粧品の製造卸売販売を行っております。株式会社スタイルプラスは専門店へのアパレル製品の企画、製造並びにそれらに関する指導及びコンサルティングを行っております。客楽思普勒斯(上海)服飾整理有限公司は中国での当社製品の検品・検針・物流加工を行っております。その他事業として株式会社ディスカバリープラスは児童発達支援サービスを行っております。

## (8) 主要な営業所の状況 (2026年1月31日現在)

名称	所在地
本社	名古屋市西区
東京支店	東京都中央区
店舗 (注)	国内14店舗 横浜高島屋店等
CP流通センター	岐阜県海津市
中部センター	岐阜県海津市

(注) 「JUNKO SHIMADA」、「49AV JUNKO SHIMADA」、「ATSURO TAYAMA」ブランドを展開しております。

(9) 重要な子会社の事業所等 (2026年1月31日現在)

名 称		所 在 地
株式会社 サードオフィス	本社	東京都渋谷区
株式会社 アイエスリンク	本社	愛知県春日井市
株式会社 スタイルプラス	本社	名古屋市西区
客楽思普勒斯(上海)服飾整理有限公司	本社	中国上海市
株式会社 ディスカバリープラス	本社	東京都中央区

(10) 従業員の状況 (2026年1月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
卸売	510(177)名	+8(△24)名
小売	135(290)	△4(+9)
その他	60( 7)	+2(+4)
合 計	705(474)	+6(△11)

(注) 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。）であり、（ ）内に臨時従業員としてパートタイマー、アルバイト及び派遣社員の最近1年間の平均人員（1日8時間換算）を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
595(432)名	+5(△12)名	42.2歳	15.4年

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。）であり、（ ）内に臨時従業員としてパートタイマー、アルバイト及び派遣社員の最近1年間の平均人員（1日8時間換算）を外数で記載しております。  
2. 平均年齢及び平均勤続年数の数値には、臨時従業員の数値は含まれておりません。

(11) 主要な借入先及び借入額 (2026年1月31日現在)

借 入 先	借入残高（百万円）
株式会社 三菱UFJ銀行	678
株式会社 みずほ銀行	552
株式会社 三井住友銀行	427
株式会社 あいち銀行	383
株式会社 大垣共立銀行	359

## 2. 会社の株式に関する事項（2026年1月31日現在）

- |                |                             |
|----------------|-----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 31,600,000株                 |
| (2) 発行済株式の総数   | 7,718,800株（自己株式285,801株を含む） |
| (3) 単元株式数      | 100株                        |
| (4) 株主数        | 16,614名（前事業年度末比875名増）       |
| (5) 大株主（上位10名） |                             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
辻 村 隆 幸	600,050	8.07%
田村駒株式会社	323,300	4.34
株式会社ヤギ	246,200	3.31
INTERACTIVE BROKERS LLC	225,500	3.03
クロスプラス社員持株会	193,560	2.60
有限会社シーピーモアア	191,250	2.57
森 文 夫	181,330	2.43
森 重 文	142,000	1.91
シーピーホールディング株式会社	140,000	1.88
酒 井 憲 治	128,100	1.72

(注) 当社は自己株式285,801株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### (6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

当社は取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）を対象に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。本制度に基づき、当事業年度中に交付した株式の状況は以下のとおりです。

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	11,800株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「3. 会社役員に関する事項（4）取締役の報酬等① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載しております。

### (7) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況（2026年1月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山本大寛	
専務取締役	西尾祐己	カットソー事業部、ニット事業部、ブランド事業部、E C事業部担当
専務取締役	大口浩和	布帛事業部、スペシャリティ事業部、ライフスタイル事業部、製品管理部担当
常務取締役	白木規博	経営企画部、経理部、人事部、総務部、情報システム部、物流部担当
取締役	岩井恒彦	独立役員、独立委員会委員 ㈱ワコールホールディングス社外取締役
取締役	竹内俊昭	独立役員、独立委員会委員 ㈱クスリのアオキホールディングス社外取締役
取締役 (常勤監査等委員)	西垣正孝	
取締役 (監査等委員)	佐野清明	独立役員、独立委員会委員 サウディ石油化学㈱常勤監査役
取締役 (監査等委員)	鬼頭潤子	独立役員 鬼頭潤子公認会計士事務所所長、スズキ㈱社外監査役、 ㈱アルペン社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役岩井恒彦氏及び取締役竹内俊昭氏、取締役（監査等委員）佐野清明氏及び取締役（監査等委員）鬼頭潤子氏は、社外取締役であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、西垣正孝氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役（監査等委員）鬼頭潤子氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は取締役岩井恒彦氏及び取締役竹内俊昭氏、取締役（監査等委員）佐野清明氏及び取締役（監査等委員）鬼頭潤子氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として両取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役岩井恒彦氏、社外取締役竹内俊昭氏及び社外取締役（監査等委員）佐野清明氏、社外取締役（監査等委員）鬼頭潤子氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を当社定款第28条に規定しており、契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）としての任務を怠ったことによって生じた損害賠償責任については、金350万円又は会社法第425条第1項が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任を負担する。

## (3) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用等について補填することになっております。ただし、被保険者の犯罪行為や意図的な違法行為に起因する賠償請求は補填対象外とすることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

なお、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役も含む）、監査役、執行役員及び管理者である従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を当社が全額負担しております。

## (4) 取締役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、①において「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に関しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### a. 基本方針

当社の役員報酬制度は、固定報酬と業績連動報酬及び非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）で構成され、報酬額の水準については、国内外の同業又は同規模の他企業との比較及び当社の財務状況を踏まえ、株主様にご承認をいただいた報酬枠の範囲で、取締役の各報酬の支給額は、取締役会の決議により決定しておりますが、取締役会に先立ち、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会で審議をしております。

指名報酬委員会は、取締役会の決議により、2名の社外取締役と2名の社内取締役の4名で構成され、2020年9月11日に設置、委員長は社外取締役が務めています。同委員会では、取締役の選定及び報酬に関する方針・制度、報酬の基準・額等に関する事項を審議し、その結果を取締役会へ答申・助言をしております。

#### b. 固定報酬の個人別報酬等の決定に関する方針

固定報酬については、各役員の担当領域の規模及び責任やグループ経営への影響の大きさに応じて設定しております。

#### c. 業績連動報酬並びに非金銭報酬等の決定に関する方針

業績連動報酬については、業務執行を担う取締役を支給対象とし、1事業年度の業績を反映した報酬を支給することとしております。計算方法としては、取締役の役位ごとの基準金額に、業績に応じた変動係数 $\alpha$ （0～2.5の範囲で変動）を掛け合わせることで報酬金額を算出することとしています。

非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）については、株主の皆様との利益意識の共有と目標達成への動機づけを目的としております。当社取締役に対しては、単年度だけではなく、中期経営計画の達成状況や中長期な視点で業績や株価を意識した経営を行うことを促しております。

付与する個数は、各取締役の責任の大きさ、経営への貢献度を総合的に勘案の上、基準株価を基に役職ごとに設定しております。非金銭報酬金額に関しては、基準株価と付与する個数を掛け合わせるにより決定しております。但し、付与する個数の算定において3月末日時点の株価によっては、基準株価を見直すことがあります。

譲渡制限付株式報酬は、将来、取締役を退任する時点で、株価が上昇していれば資産価値が上がることから、当然、付与後の業績や株価などを強く意識した経営を行うことの動機づけとなる設計としております。

#### d. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役会は、指名報酬委員会の答申・助言に基づき取締役の選定及び報酬に関する基本方針、取締役の個別報酬額等を決定します。また、取締役の業績連動報酬は、取締役ごとに定められた評価基準に基づき決定します。取締役の選定及び報酬は、指名報酬委員会において確認されており、公平性・透明性・客観性を有しております。

## ② 取締役（監査等委員）の報酬等の内容に係る決定方針

取締役（監査等委員）の報酬等の額は、取締役（監査等委員）の協議を経て決定しております。

### ③ 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	120	84	23	12	4
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く)	10	10	—	—	1
社外取締役 (監査等委員を除く)	9	9	—	—	2
社外取締役 (監査等委員)	9	9	—	—	2

- (注) 1. 取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く) の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬にかかる業績指標等は、「①c. 業績連動報酬並びに非金銭報酬等の決定に関する方針」に記載のとおりであります。
3. 非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式報酬であり、割り当ての条件等は、「①c. 業績連動報酬並びに非金銭報酬等の決定に関する方針」に記載のとおりであります。また、当当事業年度における交付状況は「2. 会社の株式に関する事項 (6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況」に記載しております。
4. 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。
5. 取締役 (監査等委員を除く) の金銭報酬の額は、2024年4月26日開催の第71回定時株主総会において年額3億60百万円以内 (うち社外取締役分は年額30百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれない。) と決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は6名 (うち社外取締役は2名) です。  
また、金銭報酬とは別枠で、同総会において当社取締役 (監査等委員及び社外取締役は付与対象外) に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬として年額50百万円以内、且つ、株式数の上限を年35,000株以内との決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は、6名です。
6. 取締役 (監査等委員) の金銭報酬の額は、2024年4月26日開催の第71回定時株主総会において年額36百万円以内と決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は3名です。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役（監査等委員）鬼頭潤子氏は、鬼頭潤子公認会計士事務所所長であります。なお、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役岩井恒彦氏は、株式会社ワコールホールディングスの社外取締役であります。なお、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

社外取締役竹内俊昭氏は、株式会社クスリのアオキホールディングスの社外取締役であります。なお、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員）佐野清明氏は、サウディ石油化学株式会社の常勤監査役であります。なお、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員）鬼頭潤子氏は、株式会社アルペンの社外取締役（監査等委員）、及びスズキ株式会社の社外監査役であります。なお、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

③ 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者との関係

該当事項はありません。

#### ④ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 岩井恒彦	当事業年度に開催された取締役会14回中13回に出席いたしました。グローバルに事業展開する化粧品会社での経営経験と研究、生産、技術分野に関する豊富な知見に基づき、当社の取締役会において、当社の経営に対し適宜必要な発言を行っております。
取締役 竹内俊昭	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。経営者としての豊富な経験や営業、マーケティングに関しての高い見識に基づき、当社の取締役会において、当社の経営に対し適宜必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 佐野清明	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査等委員会14回の全てに出席いたしました。保険業界における長年の経験による、営業、リスク管理に関しての豊富な知見に基づき、当社の取締役会及び監査等委員会において、当社の経営に対し適宜必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 鬼頭潤子	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査等委員会14回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的な知識、実務経験及び株式会社の監査に関する高い見識に基づき、当社の取締役会及び監査等委員会において、当社の経営に対し適宜必要な発言を行っております。

#### ・取締役等との意見交換

各社外役員は、代表取締役及び取締役と、取締役会のほか、定期的及び随時に経営意見交換会等のミーティングを行っております。当該ミーティングでは、各種経営課題、社会的関心の高い事項等を中心に各回のテーマが設定され、当社及びグループ会社における業務執行や内部統制の状況について、取締役や内部統制部門等から報告が行われ、各社外役員の質問に対し説明が行われているほか、会社の経営、コーポレートガバナンス等について、各社外役員より、それぞれの専門知識及び幅広く高度な経営に対する経験・見識等に基づき意見が出される等、率直かつ活発な意見交換を行っております。

また、各社外役員は、グループ会社の取締役、監査役等とも意見交換を行っております。

これらの活動を通じて、社外取締役（監査等委員を除く）は業務執行の監督を、社外取締役（監査等委員）は業務執行及び会計の監査を、それぞれ行っております。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①報酬等の額	32百万円
②当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査の報酬等と金融商品取引法に基づく監査の報酬等とを区別しておらず、また実質的にも区分できないため、①の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等が含まれています。

2. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、監査時間・配員計画、報酬見積額の相当性などを確認し、検討の結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

##### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

##### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人ひびき監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営政策の一つとして位置づけ、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当の継続を基本方針としております。

この基本方針に基づきまして、内部留保資金につきましては、当社の企業価値向上を目的とし、中長期的な事業拡大のために投資してまいります。

期末配当金につきましては、1株につき27円とし、支払開始日を2026年4月9日としました。これにより、2025年10月に実施いたしました中間配当金（1株につき23円）とあわせまして、当事業年度の年間配当金は、1株につき50円となります。

# 連結貸借対照表

(2026年1月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
<b>流動資産</b>	<b>18,561</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,604</b>
現金及び預金	5,004	買掛金	1,829
受取手形	23	電子記録債権	1,878
売掛金	7,480	短期借入金	200
電子記録債権	2,119	1年内返済予定の長期借入金	947
商品	3,098	1年内償還予定の社債	11
貯蔵品	30	未払金	668
その他	812	未払法人税等	294
貸倒引当金	△6	未払消費税等	113
<b>固定資産</b>	<b>11,116</b>	賞与引当金	117
<b>有形固定資産</b>	<b>3,838</b>	その他	543
建物及び構築物	1,611	<b>固定負債</b>	<b>3,600</b>
機械装置及び運搬具	85	長期借入金	1,851
器具備品	42	社債	24
土地	1,838	繰延税金負債	930
建設仮勘定	260	退職給付に係る負債	604
<b>無形固定資産</b>	<b>310</b>	その他	190
のれん	180	<b>負債合計</b>	<b>10,204</b>
その他	129	<b>【純資産の部】</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,968</b>	<b>株主資本</b>	<b>15,995</b>
投資有価証券	6,307	資本金	1,944
退職給付に係る資産	385	資本剰余金	2,007
その他	379	利益剰余金	12,422
貸倒引当金	△104	自己株式	△379
<b>資産合計</b>	<b>29,678</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>3,443</b>
		その他有価証券評価差額金	3,078
		繰延ヘッジ損益	△3
		為替換算調整勘定	116
		退職給付に係る調整累計額	252
		<b>新株予約権</b>	<b>35</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>19,474</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>29,678</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2025年2月1日から  
2026年1月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		59,852
売上原価		43,336
売上総利益		16,516
販売費及び一般管理費		15,121
営業利益		1,395
営業外収益		
受取利息及び配当金	135	
受取家賃	151	
その他	20	306
営業外費用		
支払利息	22	
為替差損	4	
固定資産除却損	0	
貸入原価	37	
その他	0	64
経常利益		1,636
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	580	580
特別損失		
投資有価証券評価損	149	
事務所移転費用	10	
その他	0	159
税金等調整前当期純利益		2,058
法人税、住民税及び事業税	358	
法人税等調整額	△59	298
当期純利益		1,759
親会社株主に帰属する当期純利益		1,759

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2026年1月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
<b>流動資産</b>	<b>17,075</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,188</b>
現金及び預金	4,459	買掛金	1,730
受取手形	23	電子記録債権	1,878
売掛金	7,159	1年内返済予定の長期借入金	935
電子記録債権	2,110	未払金	636
商品	2,508	未払費用	280
貯蔵品	30	未払法人税等	288
前渡金	159	預り金	95
前払費用	122	賞与引当金	112
その他	501	その他の	229
貸倒引当金	△0	<b>固定負債</b>	<b>3,495</b>
<b>固定資産</b>	<b>11,880</b>	長期借入金	1,789
<b>有形固定資産</b>	<b>3,768</b>	繰延税金負債	840
建物	1,530	退職給付引当金	695
構築物	18	資産除去債務	42
機械及び装置	84	その他	127
器具備品	36	<b>負債合計</b>	<b>9,683</b>
土地	1,837	<b>【純資産の部】</b>	
建設仮勘定	260	<b>株主資本</b>	<b>16,157</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>127</b>	資本金	1,944
ソフトウェア	51	資本剰余金	2,007
その他	76	資本準備金	2,007
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,984</b>	利益剰余金	12,584
投資有価証券	6,307	利益準備金	223
関係会社株式	602	その他利益剰余金	12,361
関係会社出資金	50	別途積立金	3,000
長期貸付金	640	繰越利益剰余金	9,361
長期前払費用	11	<b>自己株式</b>	<b>△379</b>
前払年金費用	153	評価・換算差額等	3,079
その他	296	その他有価証券評価差額金	3,078
貸倒引当金	△76	繰延ヘッジ損益	0
<b>資産合計</b>	<b>28,956</b>	新株予約権	35
		<b>純資産合計</b>	<b>19,272</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>28,956</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2025年2月1日から  
2026年1月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	57,306
売上原価	41,459
売上総利益	15,847
販売費及び一般管理費	14,480
営業利益	1,367
営業外収益	
受取利息及び配当金	138
受取家賃	152
業務受託料	13
為替差益	1
その他	24
営業外費用	
支払利息	18
固定資産除却損	0
貸貨収入原価	37
業務受託費用	11
その他	0
経常利益	68
特別利益	
投資有価証券売却益	580
特別損失	
投資有価証券評価損	149
その他	0
税引前当期純利益	2,060
法人税、住民税及び事業税	350
法人税等調整額	△61
当期純利益	1,771

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2026年3月19日

クロスプラス株式会社  
取締役会 御中

ひびき監査法人  
大阪事務所

代表社員 公認会計士 富田 雅彦  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 細谷 明宏

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、クロスプラス株式会社の2025年2月1日から2026年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クロスプラス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2026年3月19日

クロスプラス株式会社  
取締役会 御中

ひびき監査法人  
大阪事務所

代表社員 公認会計士 富田 雅彦  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 細谷 明宏

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クロスプラス株式会社の2025年2月1日から2026年1月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年2月1日から2026年1月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、監査部と連携の上、重要な会議に出席し、代表取締役との定例会合を実施し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年3月19日

クロスプラス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 西垣正孝 ㊟

監査等委員 佐野清明 ㊟

監査等委員 鬼頭潤子 ㊟

(注) 監査等委員佐野清明及び鬼頭潤子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場 名古屋市西区花の木二丁目18番23号  
名古屋市西文化小劇場 ホール（地下3階）  
電話番号 052-523-0080



## 会場までの交通のご案内

- 地下鉄 鶴舞線「浄心」駅下車、4番出口より南へ徒歩約5分
- 市バス 名古屋駅バスターミナル7番のりば
  - ・名駅12 如意車庫前行き「西区役所」下車、北へ徒歩約3分

※駐車場に限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。

